

下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループの開催について

平成 29 年 9 月 1 日
中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた
関係省庁連絡会議決定

1. 中小・小規模事業者が賃上げを行いやすい環境を作る等の観点から、下請等中小企業の取引条件改善について省庁横断的に必要な検討を行うため、内閣官房副長官（参）の総覧の下に、ワーキンググループを開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座 長 内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）
主 査 中小企業庁長官
構 成 員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
公正取引委員会事務総局経済取引局長
警察庁生活安全局長
総務省情報流通行政局長
国税庁次長
厚生労働省労働基準局長
農林水産省食料産業局長
国土交通省総合政策局長
環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を依頼することができる。
4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。